

受動喫煙防止対策に関する調査報告書

令和6年12月

北海道

目次

1. 調査の概要	
1-1 調査の目的	1
1-2 調査の内容	1
1-3 調査結果の概要	1
2. 調査の結果	
2-1 第二種施設	8
2-2 飲食店	24

調査の概要

1-1 調査の目的

道内の公共施設及び民間施設における受動喫煙防止対策の状況等を把握し、道の基本的施策や個別の施策等の進捗管理を行うとともに、防止対策を推進する上での課題等の検討に当たっての基礎資料を得ることを目的とする。

1-2 調査の内容

1-2-1 調査地域 北海道全域

1-2-2 調査対象 北海道内に所在する健康増進法の類型に基づく第2種施設
(公共施設及び民間施設)

1-2-3 調査方法 郵送(往復)による調査

※調査の際は、健康増進法における類型等に基づき、「第2種施設」「飲食店」の調査票を作成し、それぞれを無作為抽出により選定した施設に発送した。

1-2-4 発送数等 発送数：7,000 不着等を除いた実質標本数：6,470
回答数：1,726 (実質標本数に対する回答率：26.7%)

1-2-5 調査期間 令和6年10月31日～令和6年11月26日

1-3 調査結果の概要

1-3-1 調査に関する留意事項

- ・集計結果は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、割合の合計が100.0にならない場合がある。
- ・複数の選択肢を回答可能な設問については、各選択肢の回答数を回答施設全体で割った割合を表示している。そのため、回答数の合計は回答施設全体を、各選択肢の割合の合計は100.0を超える場合がある。

1-3-2 業種区分

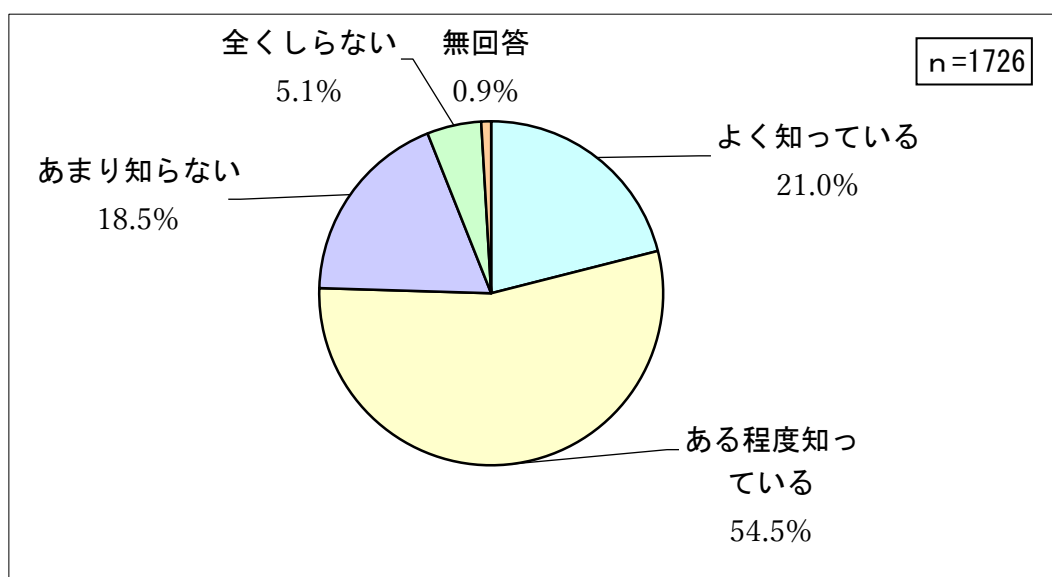
第二種施設	1	劇場、映画館、興行場
	2	集会場、冠婚葬祭施設、火葬場、宗教関係施設
	3	体育館、ボウリング場、フィットネスクラブなどの屋内運動施設 (道、市町村立除く)
	4	公衆浴場、理容室、美容室(市町村立除く)
	5	百貨店、総合スーパー、食料品店
	6	コンビニエンスストア
	7	銀行、保険会社などの金融機関、郵便局
	8	駅舎内、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル
	9	老人ホーム等の高齢者施設
	10	国の施設(第二種施設)
	11	ホテル、旅館などの宿泊施設
飲食店	12	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店

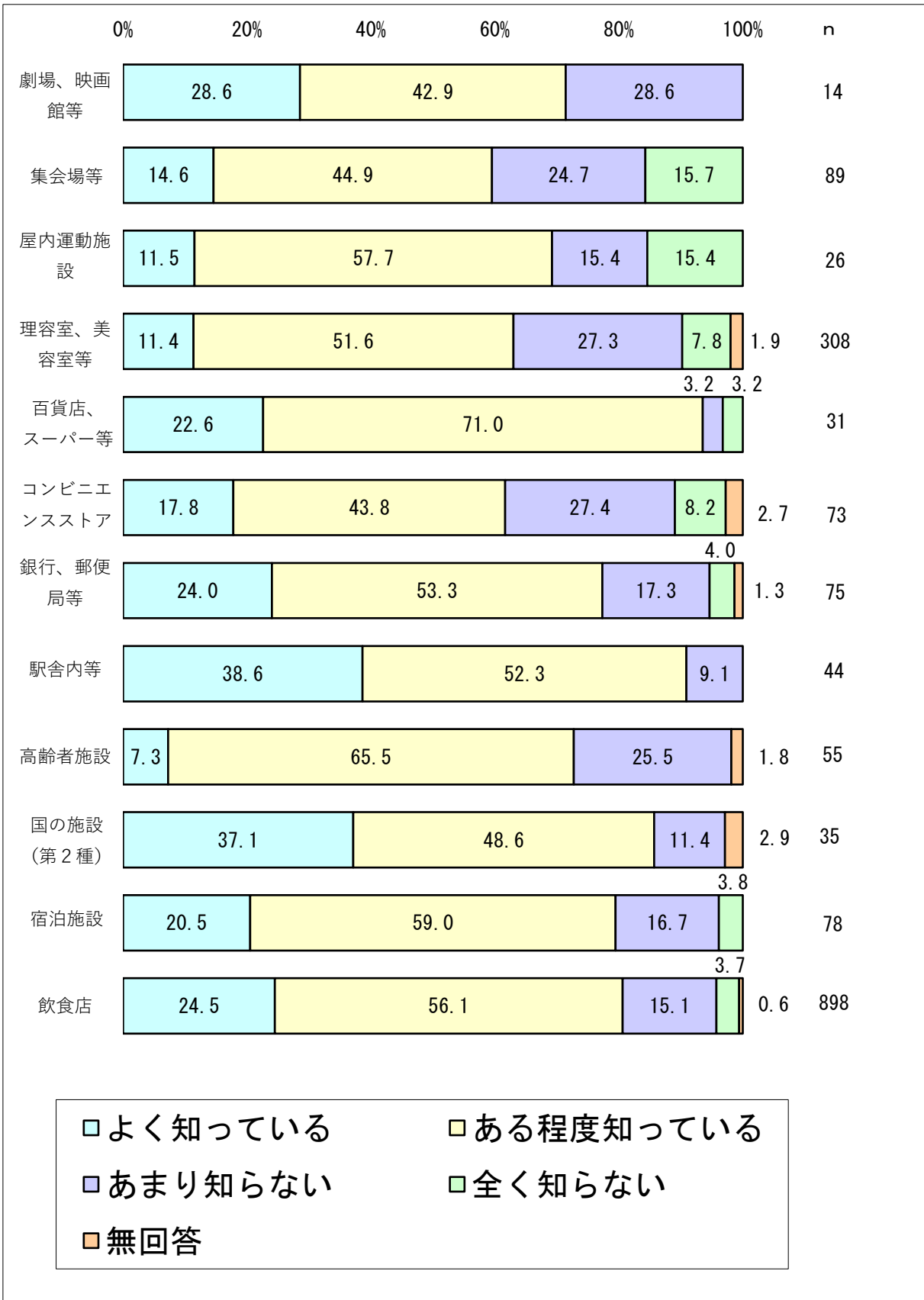
1-3-3 業種区分別回答状況（全体の回答数等）

No.	施設区分	業種区分	対象数 (A)	不時着を除 いた実質標 本数 (B)	回答数 (C)	回答率 (%) (C/B)	対象数に対 する回答率 (%) (C/A)
1	第二種	劇場、映画館等	33	30	14	46.7%	42.4%
2		集会場等	157	149	89	59.7%	56.7%
3		屋内運動施設	105	96	26	27.1%	24.8%
4		理容室、美容室等	879	819	308	37.6%	35.0%
5		百貨店、スーパー等	78	73	31	42.5%	39.7%
6		コンビニエンスストア	203	187	73	39.0%	36.0%
7		銀行、郵便局等	150	139	75	54.0%	50.0%
8		駅舎内等	67	64	44	68.8%	65.7%
9		高齢者施設	111	105	55	52.4%	49.5%
10		国の施設（第2種）	45	44	35	79.5%	77.8%
11		宿泊施設	172	165	78	47.3%	45.3%
12	飲食店	飲食店	5000	4599	898	19.5%	18.0%

1-3-4 業種区分別回答状況（健康増進法の改正内容の認知度）

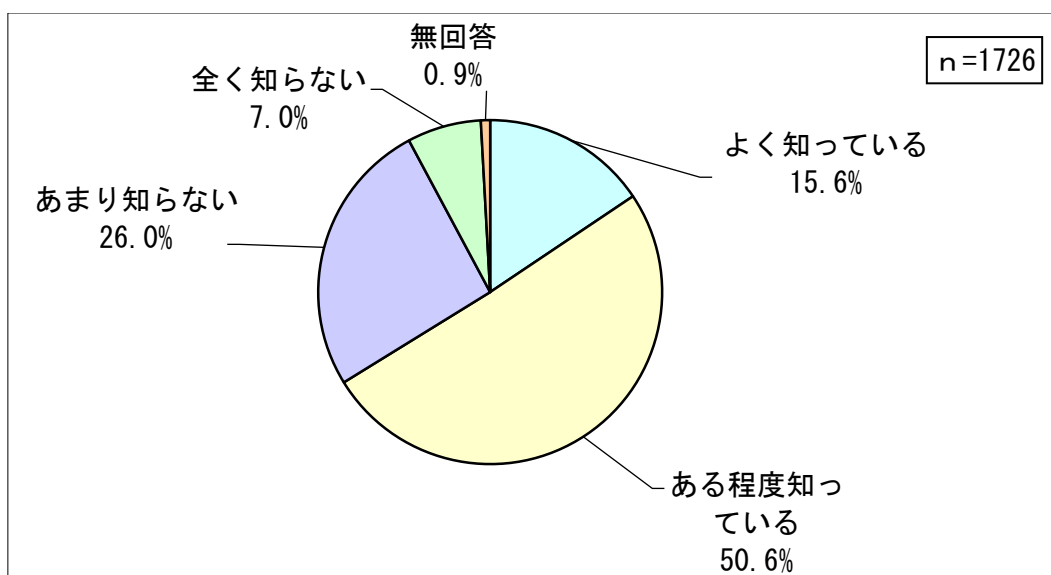
No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	無回答
1	第二種	劇場、映画館等	14	28.6%	42.9%	28.6%	0.0%	0.0%
2		集会場等	89	14.6%	44.9%	24.7%	15.7%	0.0%
3		屋内運動施設	26	11.5%	57.7%	15.4%	15.4%	0.0%
4		理容室、美容室等	308	11.4%	51.6%	27.3%	7.8%	1.9%
5		百貨店、スーパー等	31	22.6%	71.0%	3.2%	3.2%	0.0%
6		コンビニエンスストア	73	17.8%	43.8%	27.4%	8.2%	2.7%
7		銀行、郵便局等	75	24.0%	53.3%	17.3%	4.0%	1.3%
8		駅舎内等	44	38.6%	52.3%	9.1%	0.0%	0.0%
9		高齢者施設	55	7.3%	65.5%	25.5%	0.0%	1.8%
10		国の施設（第2種）	35	37.1%	48.6%	11.4%	0.0%	2.9%
11		宿泊施設	78	20.5%	59.0%	16.7%	3.8%	0.0%
12	飲食店	飲食店	898	24.5%	56.1%	15.1%	3.7%	0.6%
全体			1726	21.0%	54.5%	18.5%	5.1%	0.9%

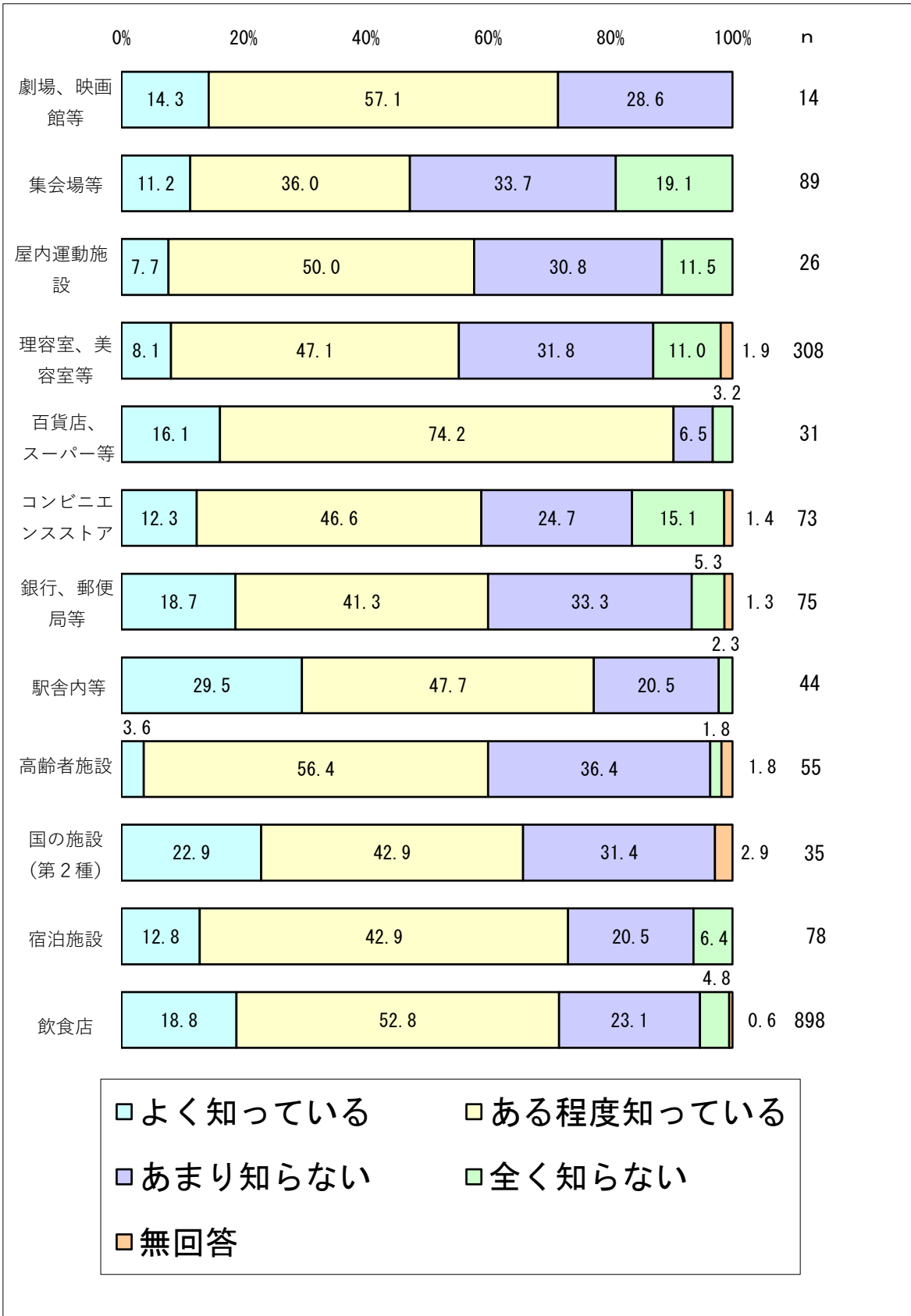




1-3-5 業種区分別回答状況（北海道受動喫煙防止条例の内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	無回答
1	第二種	劇場、映画館等	14	14.3%	57.1%	28.6%	0.0%	0.0%
2		集会場等	89	11.2%	36.0%	33.7%	19.1%	0.0%
3		屋内運動施設	26	7.7%	50.0%	30.8%	11.5%	0.0%
4		理容室、美容室等	308	8.1%	47.1%	31.8%	11.0%	1.9%
5		百貨店、スーパー等	31	16.1%	74.2%	6.5%	3.2%	0.0%
6		コンビニエンスストア	73	12.3%	46.6%	24.7%	15.1%	1.4%
7		銀行、郵便局等	75	18.7%	41.3%	33.3%	5.3%	1.3%
8		駅舎内等	44	29.5%	47.7%	20.5%	2.3%	0.0%
9		高齢者施設	55	3.6%	56.4%	36.4%	1.8%	1.8%
10		国の施設（第2種）	35	22.9%	42.9%	31.4%	0.0%	2.9%
11		宿泊施設	78	12.8%	60.3%	20.5%	6.4%	0.0%
12	飲食店	飲食店	898	18.8%	52.8%	23.1%	4.8%	0.6%
全体			1726	15.6%	50.6%	26.0%	7.0%	0.9%



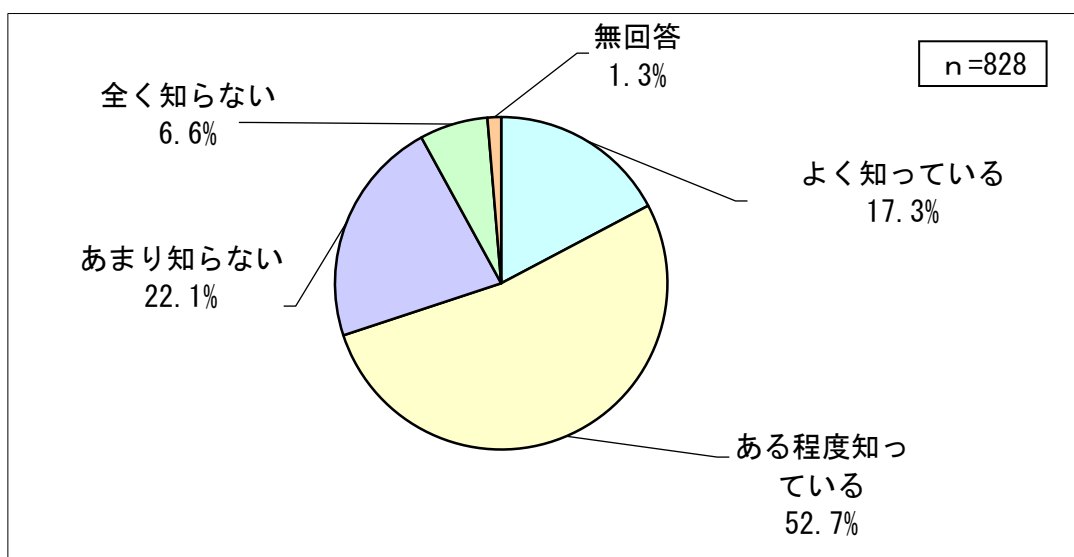


2.調査の結果

2-1 第二種施設（飲食店除く）

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。（1つに○）

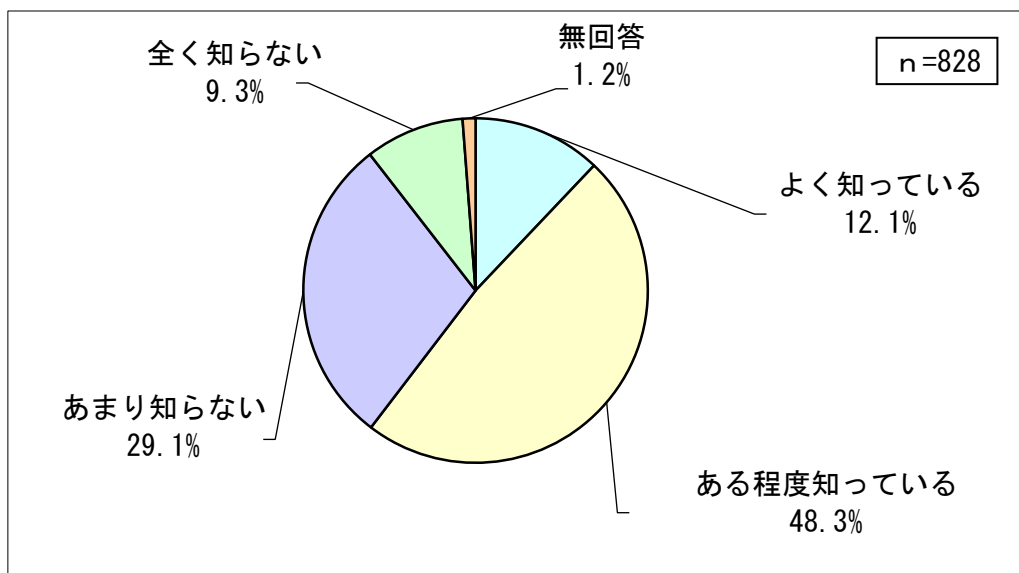
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	143	17.3
2	ある程度知っている	436	52.7
3	あまり知らない	183	22.1
4	全く知らない	55	6.6
	無回答	11	1.3
	全体	828	100.0



健康増進法の改正内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると70.0%であり、7割が改正法の内容について知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

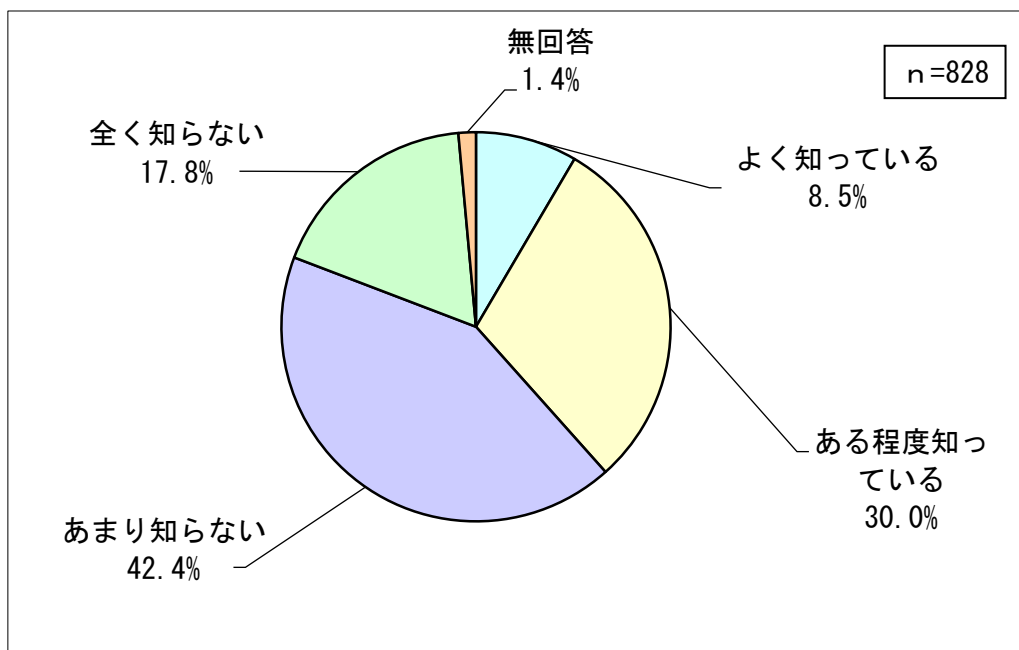
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	100	12.1
2	ある程度知っている	400	48.3
3	あまり知らない	241	29.1
4	全く知らない	77	9.3
	無回答	10	1.2
	全体	828	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について「よく知っている」「ある程度知っている」60.4%であり、約6割が条例の内容を知っていると回答した。

問3 北海道では、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、道民、事業者、関係団体等に受動喫煙の防止に関して情報提供を行っていることを知っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	70	8.5
2	ある程度知っている	248	30.0
3	あまり知らない	351	42.4
4	全く知らない	147	17.8
	無回答	12	1.4
	全体	828	100.0

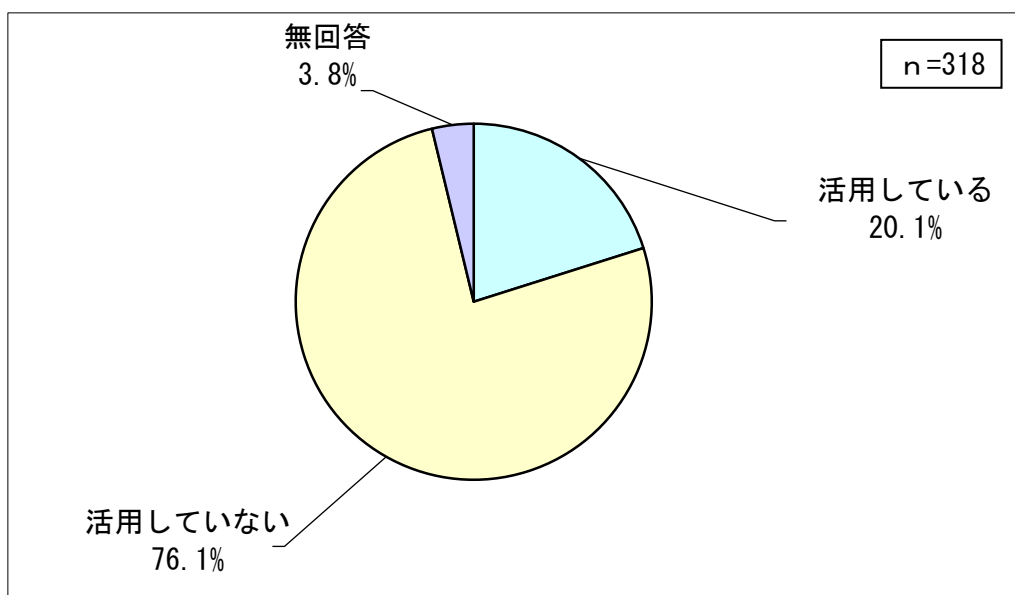


北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて「あまり知らない」「全く知らない」を合わせると60.2%であり、約6割がポータルサイトについて知らないと回答した。

◆問3で「1. よく知っている」、「2. ある程度知っている」と回答した方にお聞きします

問4 貴施設での、受動喫煙防止対策に「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を活用していますか。(1つに○)

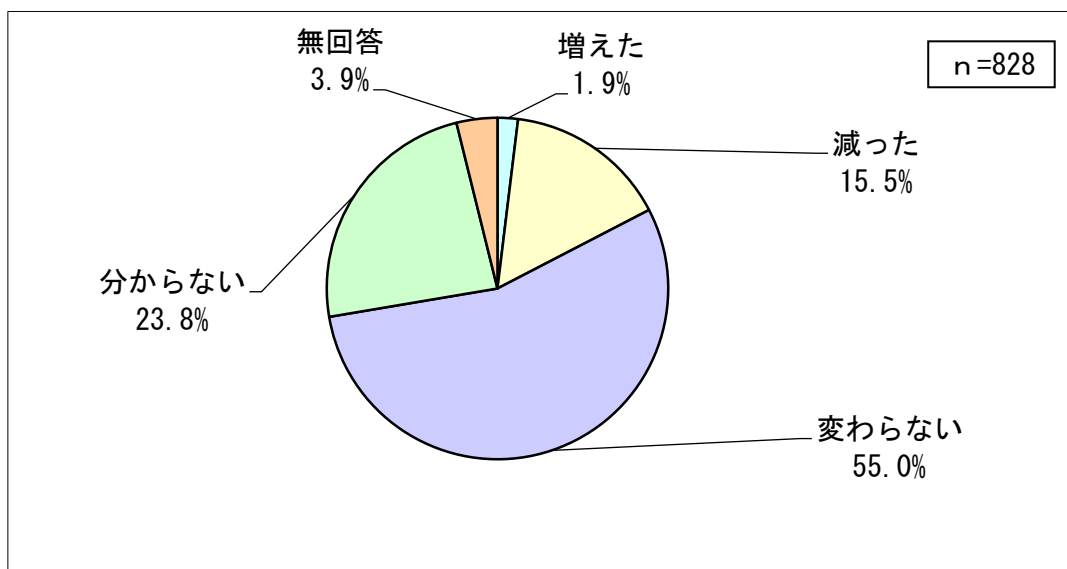
No.	カテゴリー名	n	%
1	活用している	64	20.1
2	活用していない	242	76.1
	無回答	12	3.8
	全体	318	100.0



北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて「活用していない」の回答は76.1%であり、約8割が活用していないと回答した。

問5 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、利用者数に変化がありましたか。(1つに○)

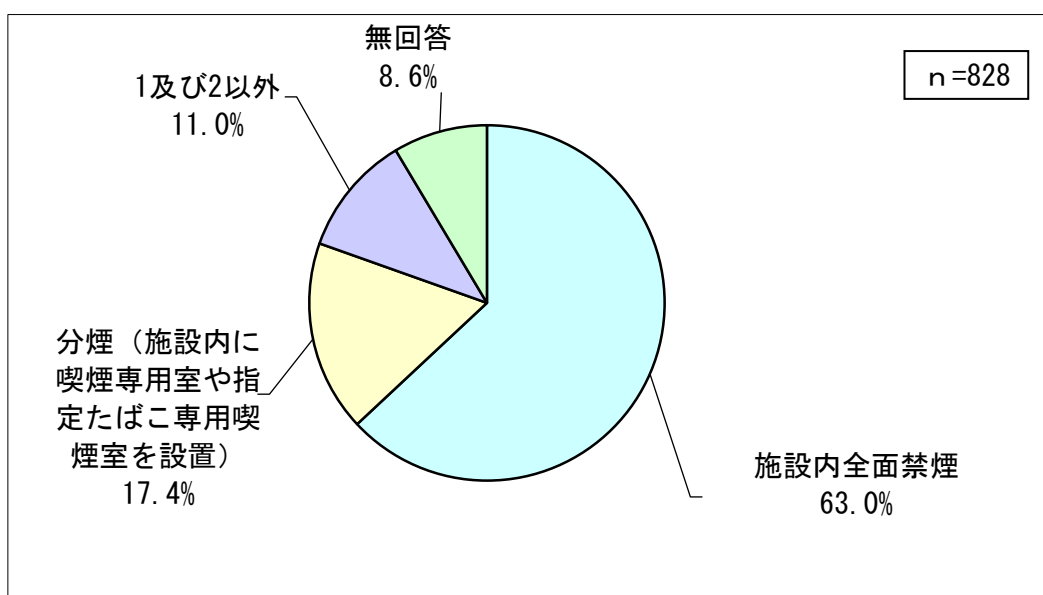
No.	カテゴリー名	n	%
1	増えた	16	1.9
2	減った	128	15.5
3	変わらない	455	55.0
4	分からない	197	23.8
	無回答	32	3.9
	全体	828	100.0



健康増進法の改正及び受動喫煙防止条例の制定により利用客数が「変わらない」の割合が55.0%と最も高く、5割以上が変わらないと回答した。

問6 貴施設における『屋内』の喫煙環境をお答えください。(1つに○)

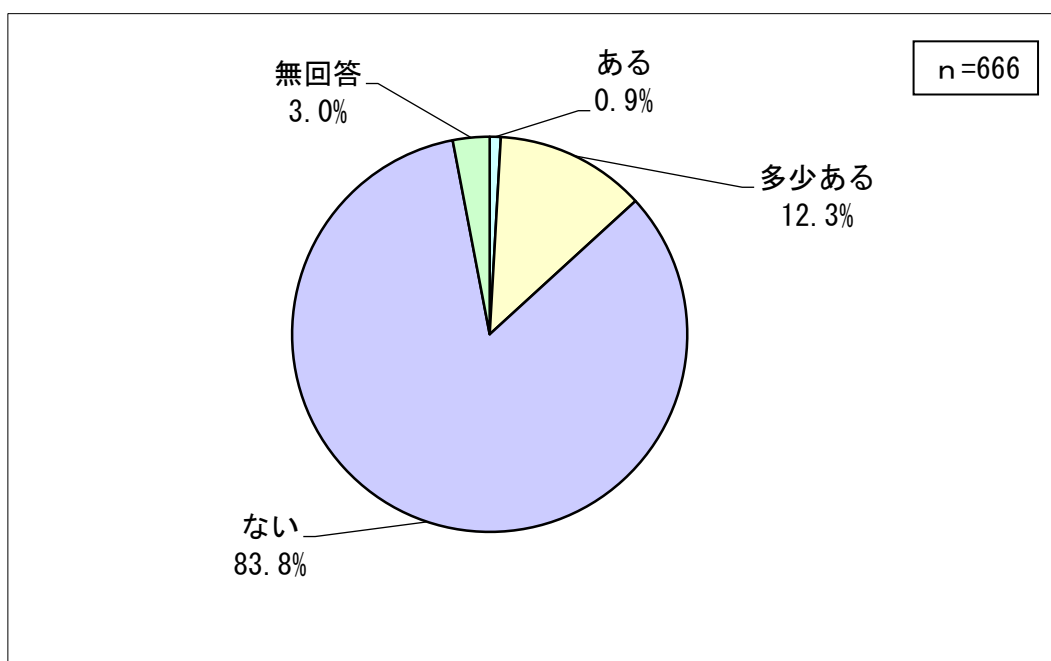
No.	カテゴリー名	n	%
1	施設内全面禁煙	522	63.0
2	分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）	144	17.4
3	1及び2以外	91	11.0
	無回答	71	8.6
	全体	828	100.0



「施設内全面禁煙」の割合が63.0%と、6割以上が施設内を全面禁煙にしていると回答した。

◆問6で「1. 施設内全面禁煙」、「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。
 問7 利用者から施設内でたばこを吸えないことについての苦情はありますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	6	0.9
2	多少ある	82	12.3
3	ない	558	83.8
	無回答	20	3.0
	全体	666	100.0

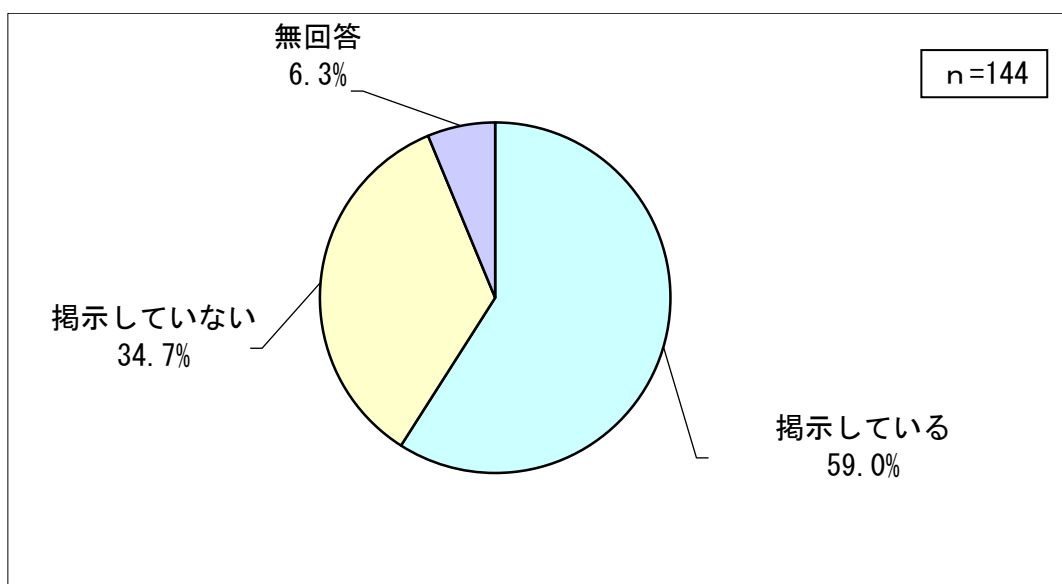


施設内全面禁煙・分煙対策をとっている施設を対象に利用者からの苦情状況について聞いたところ、苦情が「ない」の割合が83.8%であり、8割以上が苦情はないと回答した。

◆問6で「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問8 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	掲示している	85	59.0
2	掲示していない	50	34.7
	無回答	9	6.3
	全体	144	100.0

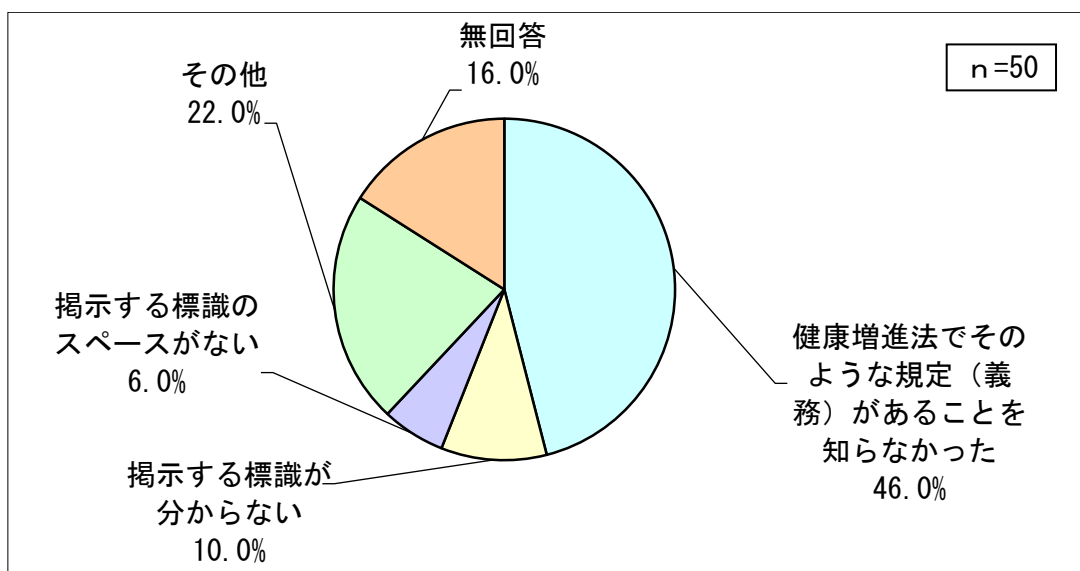


分煙対策をとっている施設を対象に、標識の掲示について聞いたところ「掲示している」が59.0%、「掲示していない」が34.7%であった。

◆問8で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問9 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない主な理由は何ですか
（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかった	23	46.0
2	掲示する標識が分からない	5	10.0
3	掲示する標識のスペースがない	3	6.0
4	その他	11	22.0
	無回答	8	16.0
	全体	50	100.0

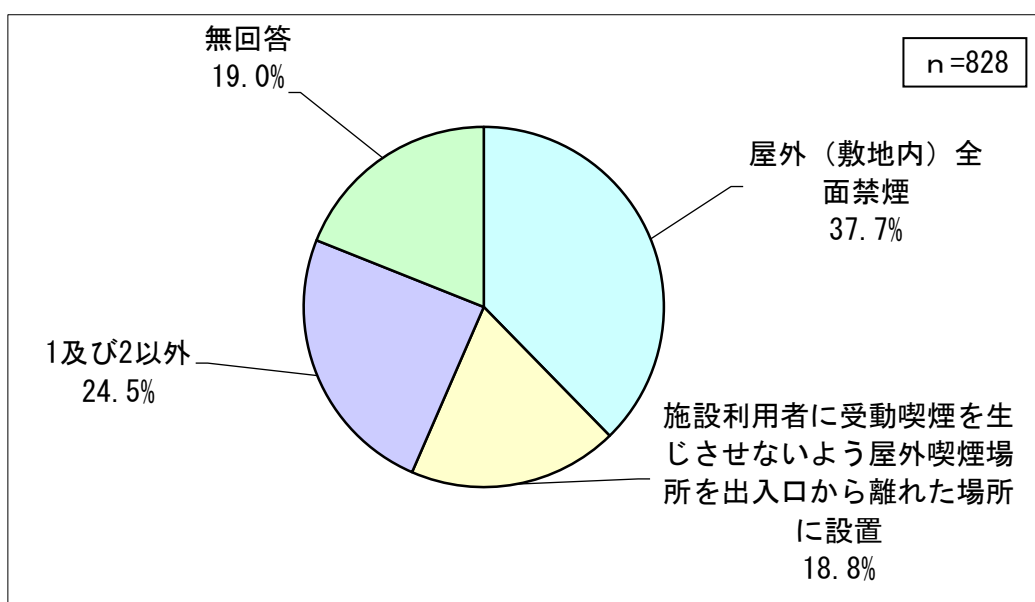


標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない施設を対象に、掲示していない理由について聞いたところ「知らなかった」が46.0%と最も高く、次いで「その他」が22.0%、「分からない」が10.0%、「スペースがない」が6.0%であった。

その他の回答については、次の通り。「喫煙者がいない」、「対象職員が少数のため、口頭により周知している」、「店外に禁煙の案内がある」、「別なステッカーを貼っている」

問 10 貴施設における『屋外（敷地内）』の喫煙環境の内容をお答えください。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	屋外（敷地内）全面禁煙	312	37.7
2	施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	156	18.8
3	1 及び 2 以外	203	24.5
	無回答	157	19.0
	全体	828	100.0



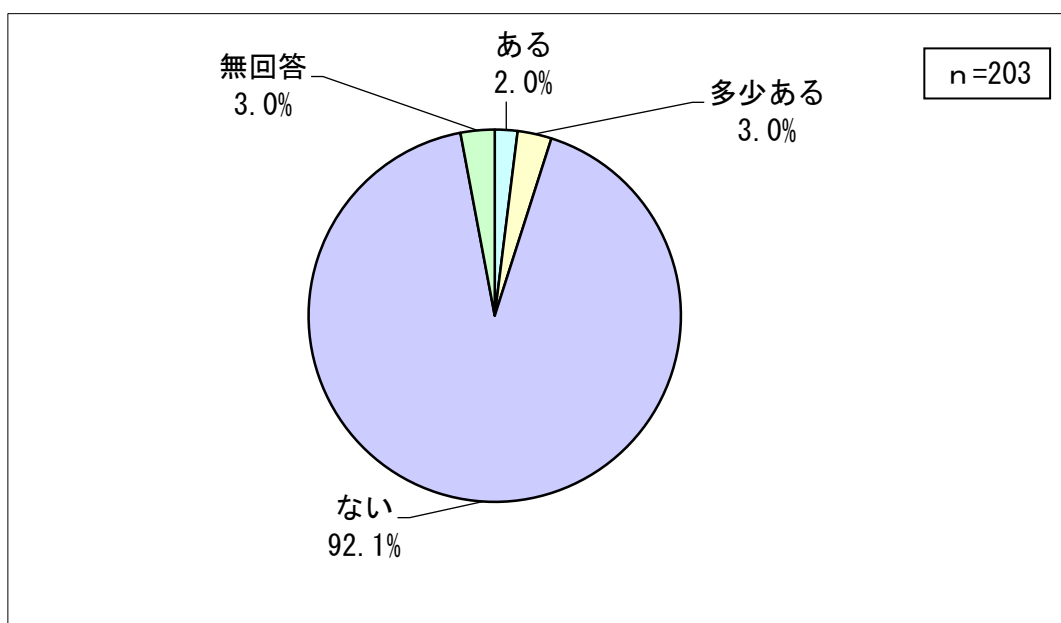
屋外（敷地内）の喫煙環境について聞いたところ「屋外（敷地内）全面禁煙」が 37.7%と、約 4 割が屋外を含む敷地内全面禁煙と回答した。

◆問10で「3. 1及び2以外」と回答した方にお聞きします。

問11 この1年間で、利用者からたばこの煙についての苦情はありますか。

(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	4	2.0
2	多少ある	6	3.0
3	ない	187	92.1
	無回答	6	3.0
	全体	203	100.0

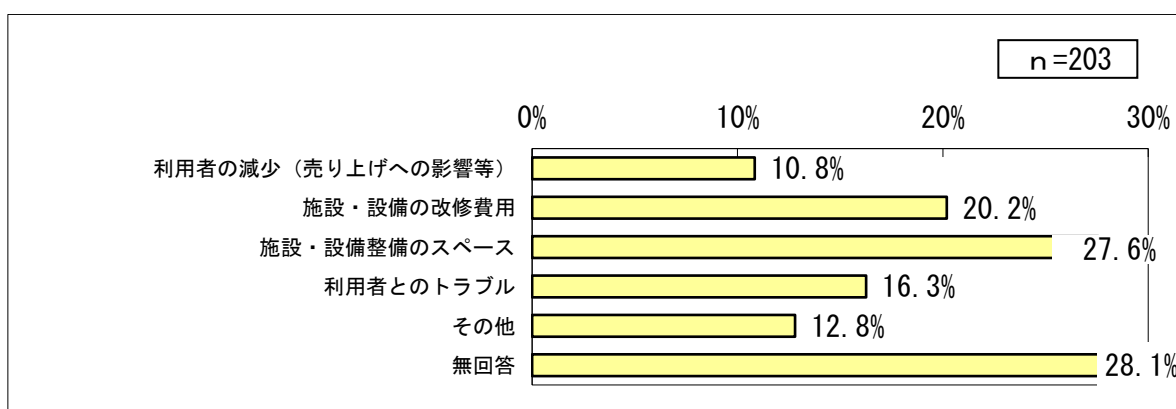


「屋外（敷地内）の喫煙環境において全面禁煙・出入口から離れた場所に喫煙場所を設置」以外の施設を対象に施設利用者からたばこの煙に関する苦情について聞いたところ「ない」が92.1%と約9割が苦情はないと回答した。

◆問10で「3. 1及び2以外」と回答した方にお聞きします。

問 12 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。(あてはまるものに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用者の減少（売り上げへの影響等）	22	10.8
2	施設・設備の改修費用	41	20.2
3	施設・設備整備のスペース	56	27.6
4	利用者とのトラブル	33	16.3
5	その他	26	12.8
	無回答	57	28.1
	全体	203	100.0



屋外（敷地内）の喫煙環境において全面禁煙・出入口から離れた場所に喫煙場所を設置以外の施設を対象に、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について聞いたところ「施設・設備整備のスペース」の割合が27.6%と最も高く、次いで「施設・設備の改修費用」が20.2%、「利用者とのトラブル」が16.3%、「利用者の減少」が10.8%であった。

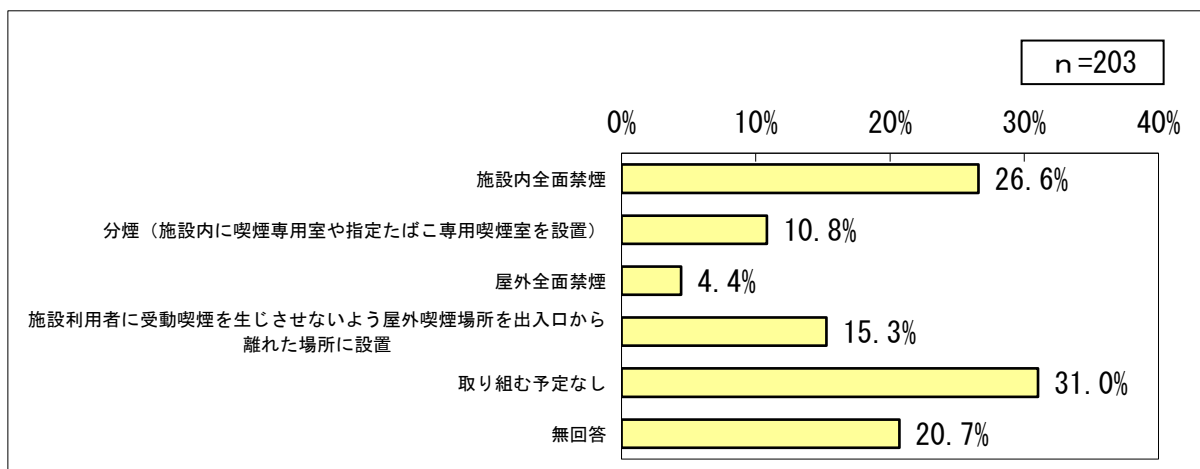
その他の回答については、次の通り。「費用対効果のメリットを感じられない」、「出入口近くに喫煙場所を設置すると、入る時啜えタバコ及び屋外へ出てすぐ喫煙する客がいる。出入口から離れたら喫煙者には不便となるので工夫が必要」

◆問 10 で「3. 1 及び 2 以外」と回答した方にお聞きします。

問 13 貴施設では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。

なお、道条例では、屋外に喫煙場所を設置する場合は、受動喫煙を生じさせないよう設置場所に配慮することとしていますので、ご協力をお願いします。(あてはまるものに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	施設内全面禁煙	54	26.6
2	分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）	22	10.8
3	屋外全面禁煙	9	4.4
4	施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	31	15.3
5	取り組む予定なし	63	31.0
	無回答	42	20.7
	全体	203	100.0



屋外（敷地内）の喫煙環境において全面禁煙・出入口から離れた場所に喫煙場所を設置以外の施設を対象に、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定について聞いたところ「取り組む予定なし」が 31.0%と、最も高い回答であった。

問 14 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」等を除き、104 の施設から意見が寄せられた。
主な意見は次の通り。

■劇場等

- 喫煙者のマナー・モラル等の向上
 - ・電子タバコは良いという風潮あり。
 - ・本来、喫煙者がタバコを捨てる場所が喫煙場になっている。
- 受動喫煙防止対策の実施・推進
 - ・事務所は施設（ホテル内）にあるため、禁煙または喫煙専用室表示済み。

■冠婚葬祭

- 喫煙者のマナー・モラル等の向上
 - ・玄関から外に出て喫煙する者がいて、注意することは難しい。
- 受動喫煙防止対策の実施・推進
 - ・公的に「施設内全面禁煙」のポスターがあれば利用したい。
- 規制緩和
 - ・吸いたくない人に配慮した受動喫煙防止対策は当然だが、禁煙できない人を追い詰めるような方法はいささか嫌悪する。健康という割に添加物にはノータッチだったりするのは公平ではないように感じる。
- 広報・周知の強化
 - ・インターネットを利用しておりませんので、ポータルサイトを利用できません。広報等での紙媒体の活用を継続していただけますと大変ありがたいです。

■屋内スポーツ施設

- 喫煙者のマナー・モラル等の向上
 - ・フィットネスジムのため喫煙している人は見ませんが、施設前の側溝にタバコのポイ捨てはよくあります。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・屋内に喫煙室があることで集客はあると思っています。

■理容所

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・歩きタバコに迷惑しています。タバコの臭いも嫌ですし、お子様連れの方が歩道ですれ違う時もお構いなし。

- ・喫煙場をもっと多く。歩きたばこをもっときびしく。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・近隣に喫煙が可能な場所があるのであれば教えて欲しい。

- ・理容業のため、室内の煙はすぐに排気しています。

- ・3年前より店内全面禁煙にし、スタッフ全員も禁煙しましたが売上に影響なし。

- ・禁煙によって私達働く人たちも喜んでいきます。

- ・喫煙所をもっと多く。

- ・ステッカーを貼っている。当店の場合お客様の多くは喫煙防止の事を知っている。よってこのままで良いかと思っています。

■スーパー等

○広報・周知の強化

- ・受動喫煙防止は、飲食店が対象だと認識していた。

■コンビニ等

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・専用喫煙所は利用するが中に1分と入れない。

○対応の難しさ

- ・駐車場での禁煙まではなかなかハードルが高いかと思えます。

- ・近隣地域も地元も一次産業が主なので喫煙率が非常に高く客離れの原因の一つとなった。客単価が高い層なので残念と思う。

■銀行等

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・他の事業者の方が勝手に屋外（敷地内）で喫煙をし、吸い殻を捨てて行って困っています。

・喫煙所がコミュニケーションの場となっていることは否めないのですが、今後喫煙率の低下は望めないと思う。（私自身は嫌煙者である。）

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・非喫煙者が望まない受動喫煙の防止に向けた取組は大変重要な取組であり、今後も推進いただきたく思います。

■駅等

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・完全分煙の専用ルームを設置しているが、ルームのドアを開けたまま喫煙をする社員がいた。個人のマナーが悪くなっていることが問題になっています。

■高齢者施設

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・屋外に喫煙用の物置のようなものを作っています。

・10年前より施設全面禁煙しているが、スタッフ・利用者からの苦情は今まで一度もなく経過している。逆に、臭い等が気になる心配もないので仕事柄全スタッフも理解している。

■国の機関

○規制・罰則の強化

・一部の飲食店において未だに店内喫煙ができる場所があり、制策が十分浸透しておらず、守られてないため強化を望む。

■ホテル

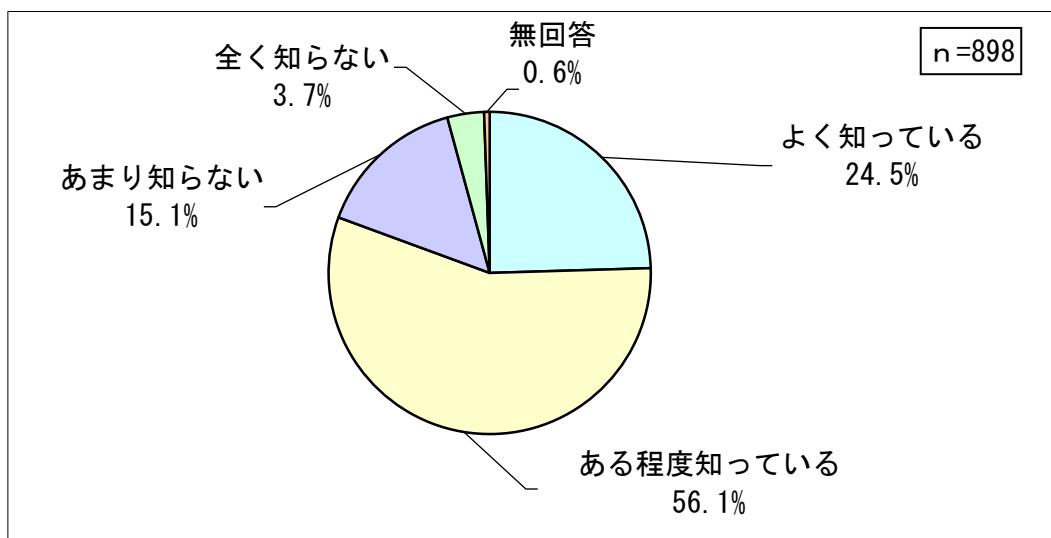
○受動喫煙防止対策の実施・推進

・屋外駐車場は灰皿スタンドを設置しているが苦情はほとんどない。

2-2 飲食店

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

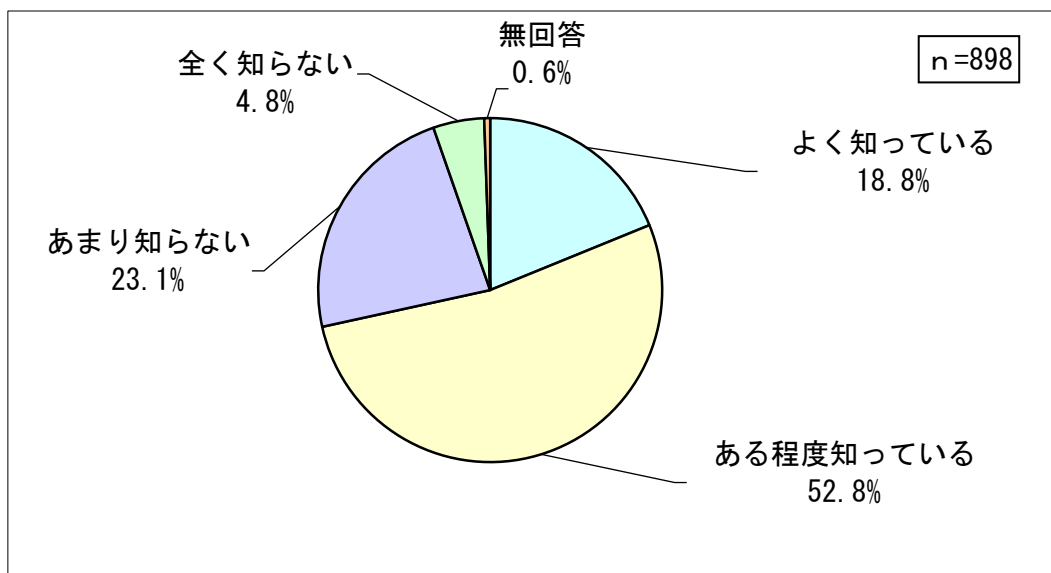
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	220	24.5
2	ある程度知っている	504	56.1
3	あまり知らない	136	15.1
4	全く知らない	33	3.7
	無回答	5	0.6
	全体	898	100.0



健康増進法の改正内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると80.6%であり、約8割が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すとされていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

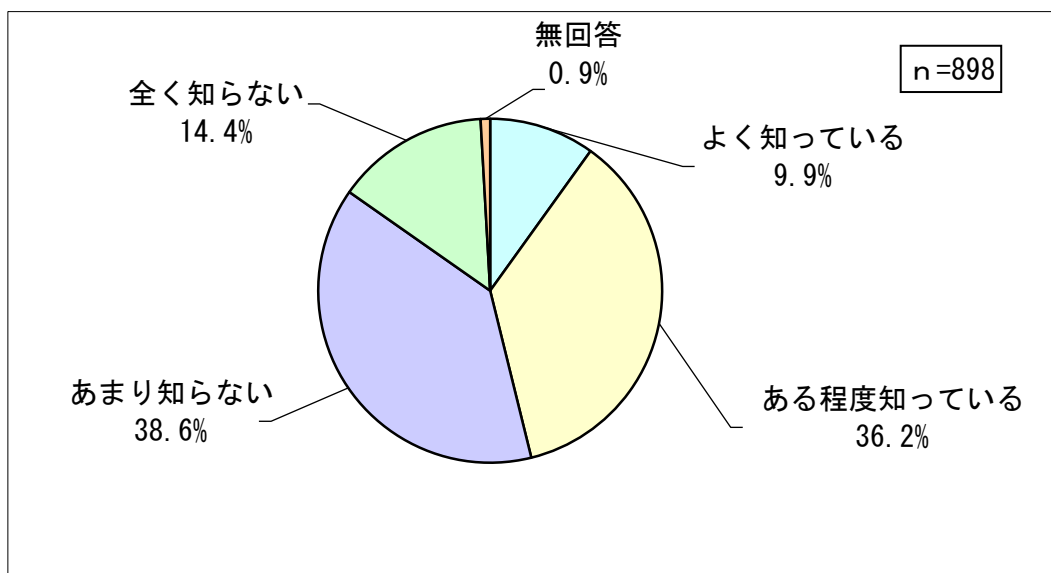
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	169	18.8
2	ある程度知っている	474	52.8
3	あまり知らない	207	23.1
4	全く知らない	43	4.8
	無回答	5	0.6
	全体	898	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると71.6%であり、7割以上が条例の内容を知っていると回答した。

問3 北海道では、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、道民、事業者、関係団体等に受動喫煙の防止に関して情報提供を行っていることを知っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	89	9.9
2	ある程度知っている	325	36.2
3	あまり知らない	347	38.6
4	全く知らない	129	14.4
	無回答	8	0.9
	全体	898	100.0

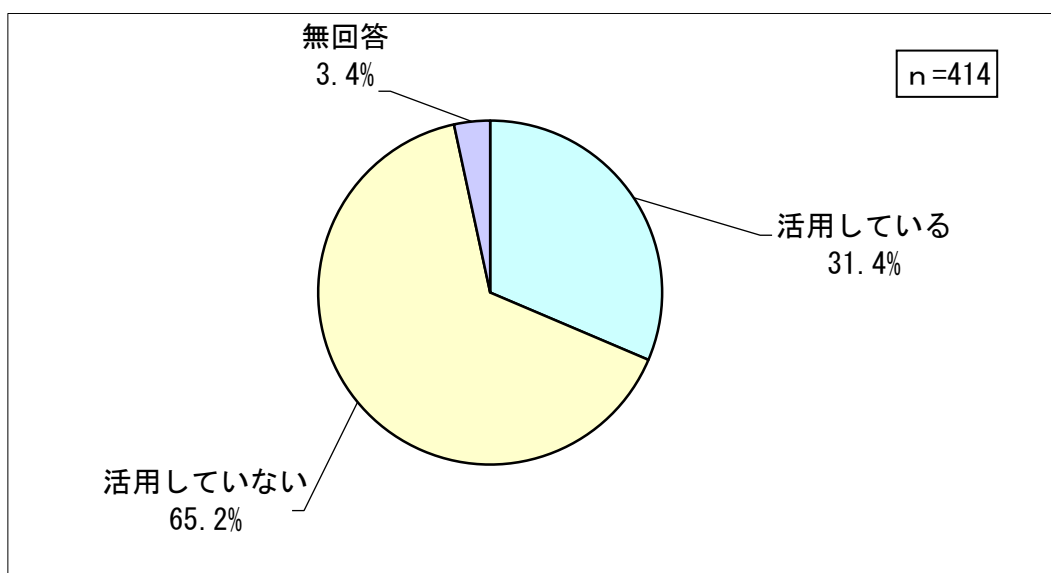


北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて「あまり知らない」「全く知らない」を合わせると53.0%であり、5割以上がポータルサイトについて知らないと回答した。

◆問3で「1. よく知っている」、「2. ある程度知っている」と回答した方にお聞きします

問4 貴施設での、受動喫煙防止対策に「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を活用していますか。(1つに○)

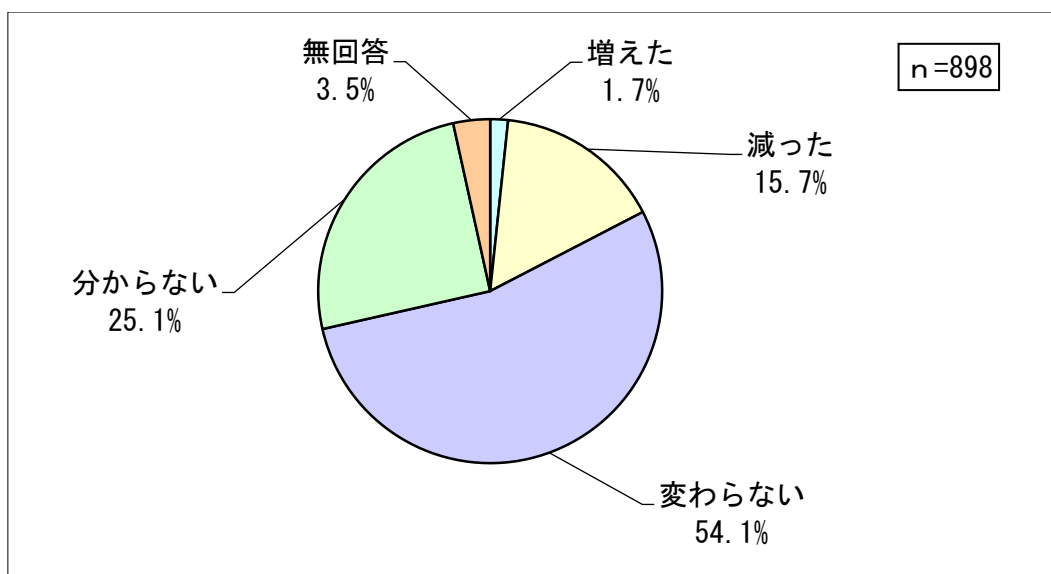
No.	カテゴリー名	n	%
1	活用している	130	31.4
2	活用していない	270	65.2
	無回答	14	3.4
	全体	414	100.0



北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて「活用していない」の回答は65.2%であり、6割以上が活用していないと回答した。

問5 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、利用客数に変化がありましたか。(1つに○)

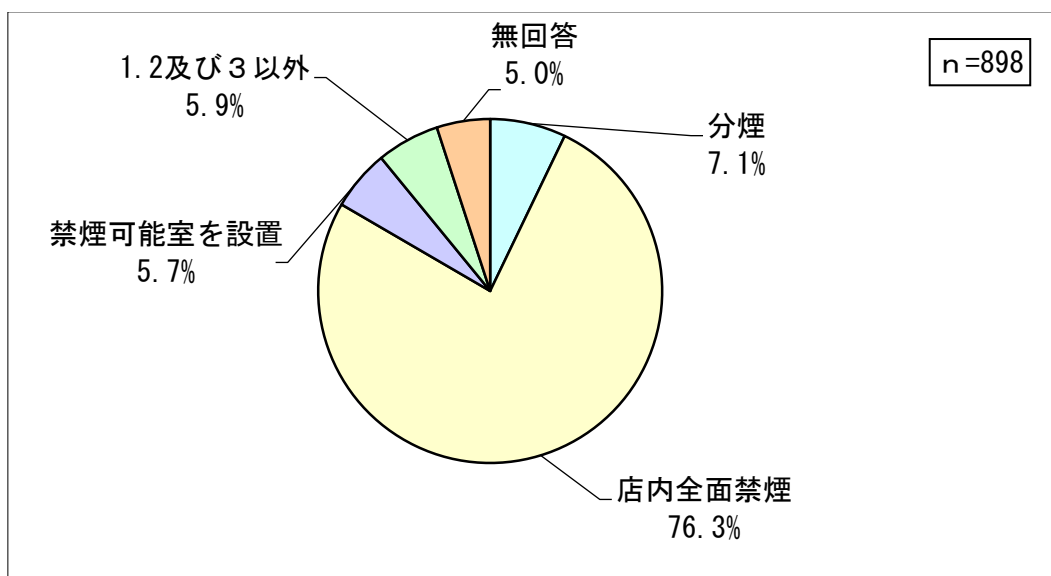
No.	カテゴリー名	n	%
1	増えた	15	1.7
2	減った	141	15.7
3	変わらない	486	54.1
4	分からない	225	25.1
	無回答	31	3.5
	全体	898	100.0



健康増進法の改正及び受動喫煙防止条例の制定により利用客数が「変わらない」の割合が54.1%と最も高く、5割以上が変わらないと回答した。

問6 貴店における『屋内』の喫煙環境をお答えください。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	分煙	64	7.1
2	店内全面禁煙	685	76.3
3	禁煙可能室を設置	51	5.7
4	1.2及び3以外	53	5.9
	無回答	45	5.0
	全体	898	100.0

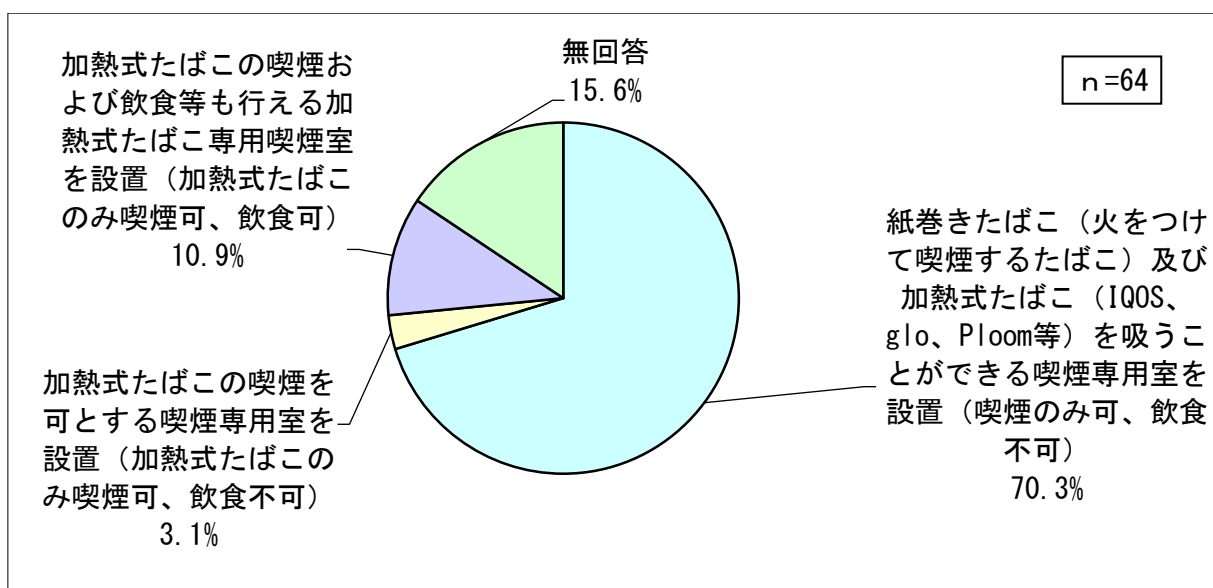


「店内全面禁煙」の割合が76.3%と、7割以上が店内全面禁煙にしていると回答した。

◆問6で「1. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問7 貴店における分煙環境についてお答え下さい。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	紙巻きたばこ（火をつけて喫煙するたばこ）及び加熱式たばこ（IQOS、glo、Ploom等）を吸うことができる喫煙専用室を設置（喫煙のみ可、飲食不可）	45	70.3
2	加熱式たばこの喫煙を可とする喫煙専用室を設置（加熱式たばこのみ喫煙可、飲食不可）	2	3.1
3	加熱式たばこの喫煙および飲食等も行える加熱式たばこ専用喫煙室を設置（加熱式たばこのみ喫煙可、飲食可）	7	10.9
	無回答	10	15.6
	全体	64	100.0

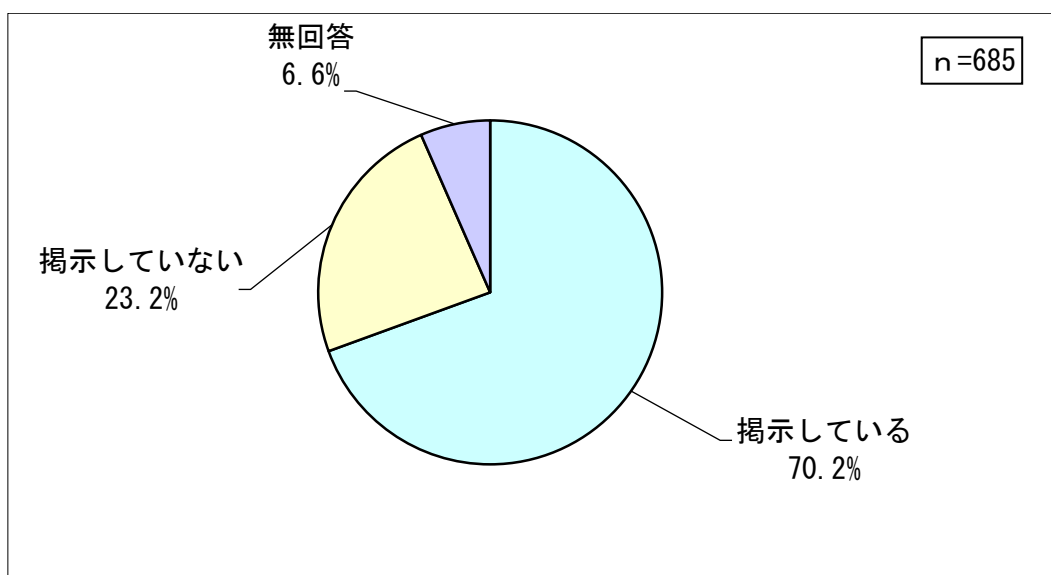


分煙対策をとっている店を対象に、分煙環境について聞いたところ「紙巻きたばこ及び加熱式たばこを吸うことができる喫煙専用室を設置（喫煙のみ可、飲食不可）」の割合が最も高く70.3%であった。

◆問6で「2. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問8 道条例では、出入口の見やすい箇所に禁煙標識（ステッカー等）を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	掲示している	481	70.2
2	掲示していない	159	23.2
	無回答	45	6.6
	全体	685	100.0

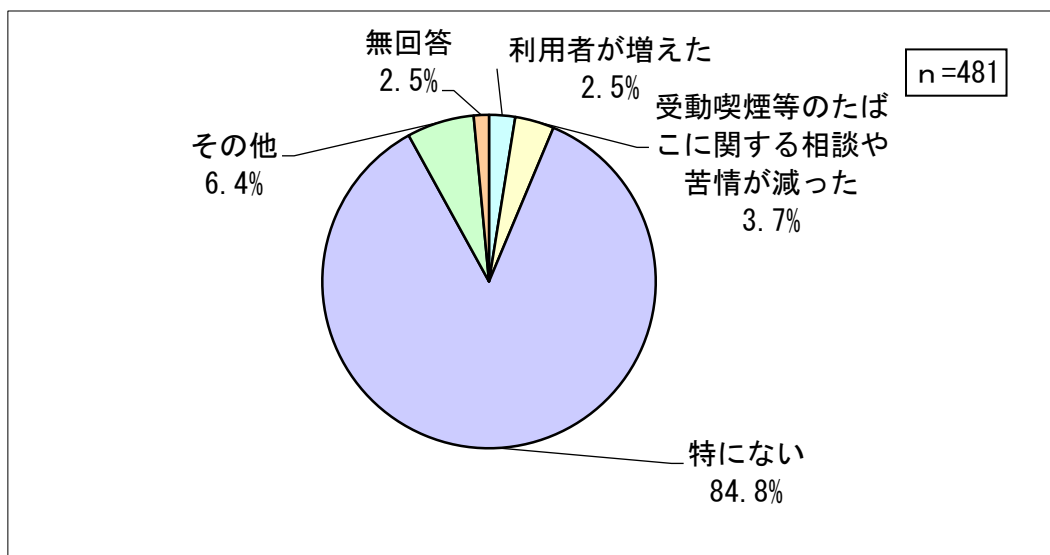


店内全面禁煙対策をとっている店を対象に、禁煙標識の掲示について聞いたところ「掲示している」が70.2%、「掲示していない」が23.2%であった。

◆問8で「1. 掲示している」と回答した方にお聞きします。

問9 禁煙標識を掲示していたことにより、貴店に主にどのような効果がありましたか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用者が増えた	12	2.5
2	受動喫煙等のたばこに関する相談や苦情が減った	18	3.7
3	特にない	408	84.8
4	その他	31	6.4
	無回答	12	2.5
	全体	481	100.0



喫煙標識を掲示している施設を対象に、掲示している効果について聞いたところ「特にない」が最も高く、84.8%であった。

その他の回答については、次の通り。「利用者が減った」、「義務であることが浸透していないため、クレームを受けることがある」、「店内の空気が綺麗になった」

問8で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問10 禁煙標識を掲示していない主な理由はなんですか。次の「記入欄」にお書きください。

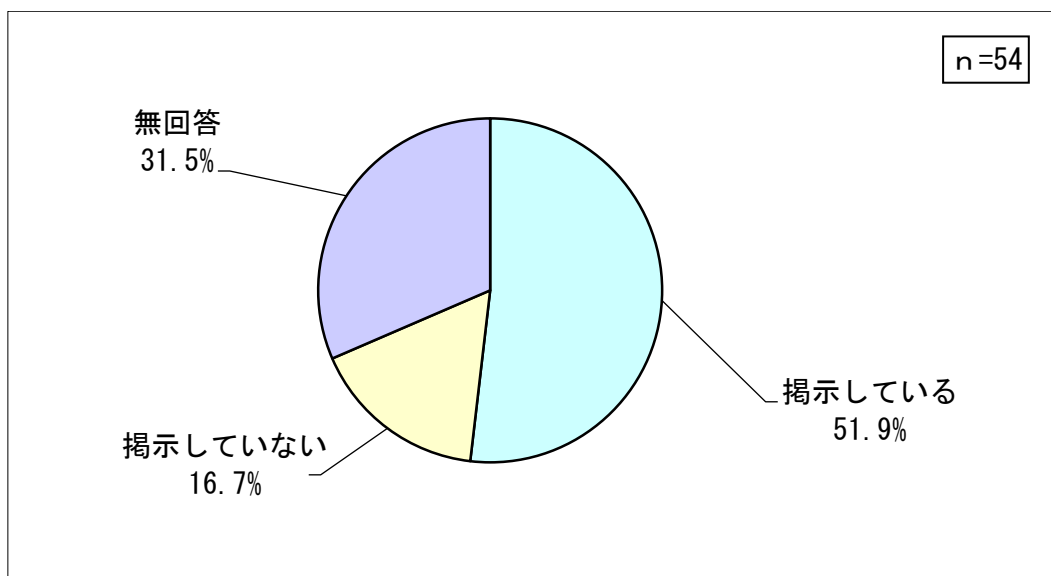
回答については、次の通り。(回答数 146)

- 「道条例でそのような規定（義務）があることを知らなかった」趣旨の意見 30件
- 「掲示する標識（ステッカー等）が手元にない」趣旨の意見 31件
〈主な記載〉「劣化したので剥がした」、「改修工事のため掲示物は全て回収済み」等
- 「掲示する標識がなくても店内でたばこを吸う人がいない」趣旨の意見 44件
〈主な記載〉「最初は提示していたがお客様に浸透したため」、「お客様から求められたことがない」、
「掲示しなくても、理解してくれるお客様しかいない」等
- その他意見 41件
〈主な記載〉「口頭で伝えているため、掲示する必要を感じない」、「一般常識的に店内で喫煙する人がいないので必要を感じない」、「禁煙標識を見て入口で帰られるのが嫌だから」、「店の雰囲気には合致していないから」、「テイクアウトメインのため」

◆問7を回答した方にお聞きします。

問11 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	掲示している	28	51.9
2	掲示していない	9	16.7
	無回答	17	31.5
	全体	54	100.0

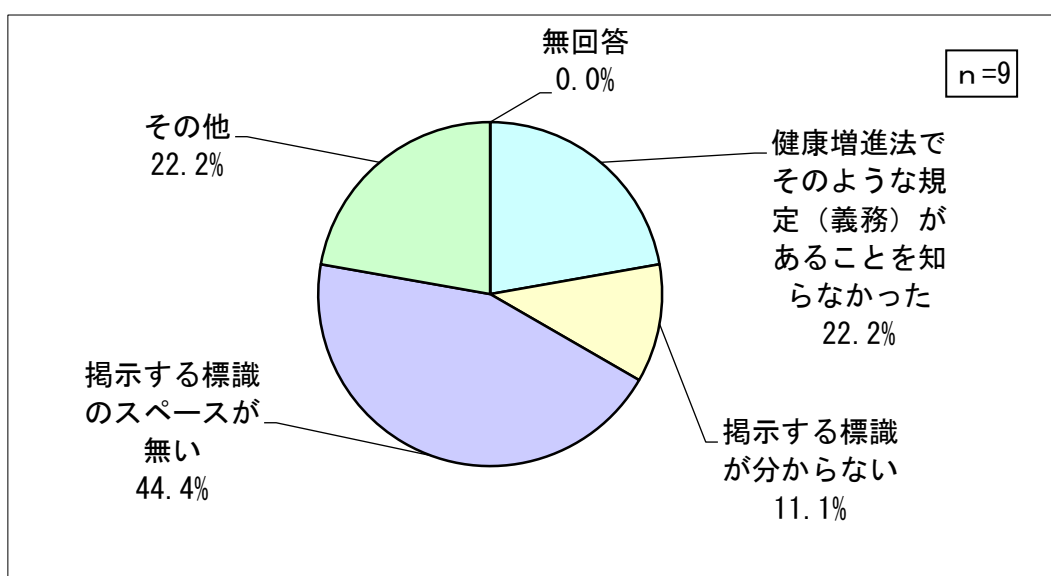


分煙対策をとっている施設を対象に、喫煙専用室を設置に関する標識の掲示について聞いたところ「掲示している」が51.9%であり、5割以上が掲示していると回答した。

◆問 11 で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問 12 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない理由はなんですか（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかった	2	22.2
2	掲示する標識が分からない	1	11.1
3	掲示する標識のスペースが無い	4	44.4
4	その他	2	22.2
	無回答	0	0.0
	全体	9	100.0



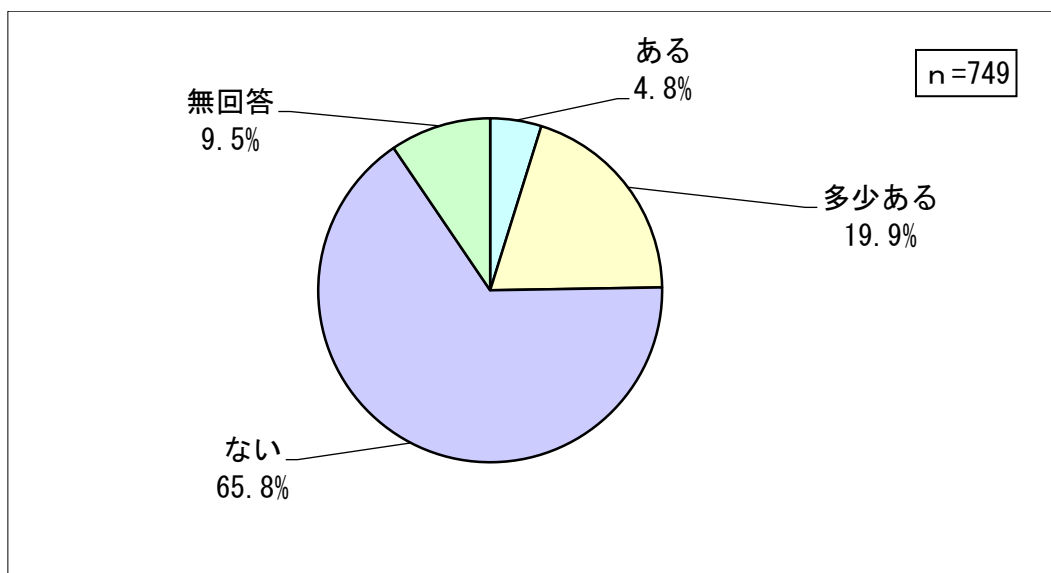
標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない施設を対象に、掲示していない理由について聞いたところ「掲示する標識のスペースがない」の割合が最も高く44.4.%であった。

その他の回答については、次の通り。「店舗外に喫煙所を設置しているから」、「シールがなかったから」、「喫煙する人がいないから」

◆問6で「1. 分煙」または「2. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問13 利用者からたばこを吸えないことについての苦情はありますか（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	36	4.8
2	多少ある	149	19.9
3	ない	493	65.8
	無回答	71	9.5
	全体	749	100.0



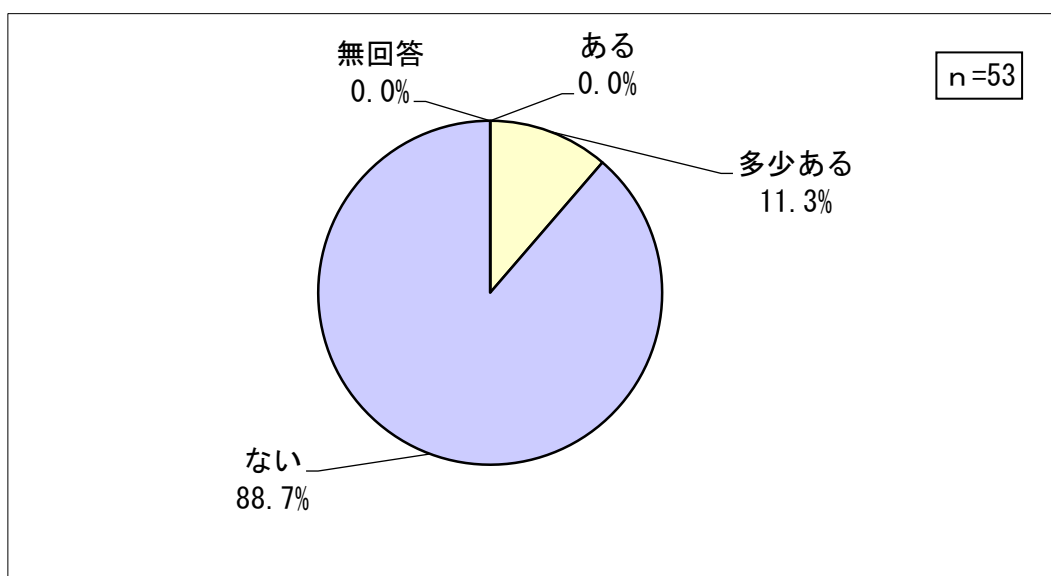
店内全面禁煙または分煙の対策をとっている施設を対象に、店内でたばこを吸えないことに関する苦情について聞いたところ「ない」の割合が65.8%と最も高く、次いで「多少ある」が19.9%、「ある」が4.8%であった。

◆問6で「4. 1、2及び3以外」と回答した方にお聞きします。

問14 この1年間で利用客から、たばこの煙についての苦情はありますか。

(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	0	0.0
2	多少ある	6	11.3
3	ない	47	88.7
	無回答	0	0.0
	全体	53	100.0

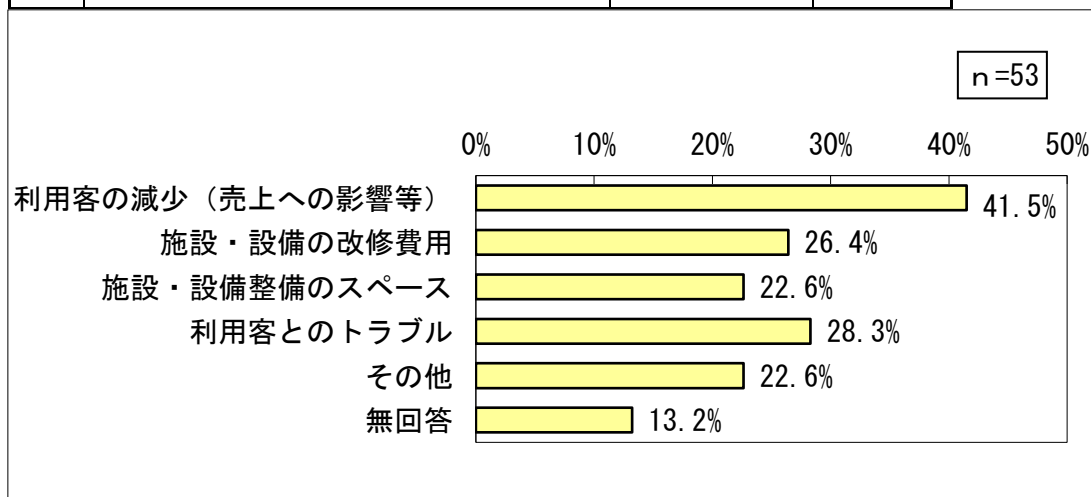


屋内の喫煙環境について分煙、店内全面禁煙、喫煙可能室を設置のいずれにも該当しない施設を対象に、たばこの煙の苦情について聞いたところ「ない」の割合が88.7%であり、約9割の施設がたばこの苦情はないと回答した。

◆問6で「4. 1、2及び3以外」と回答した方にお聞きします。

問15 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。(あてはまるものに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用客の減少（売上への影響等）	22	41.5
2	施設・設備の改修費用	14	26.4
3	施設・設備整備のスペース	12	22.6
4	利用客とのトラブル	15	28.3
5	その他	12	22.6
	無回答	7	13.2
	全体	53	100.0



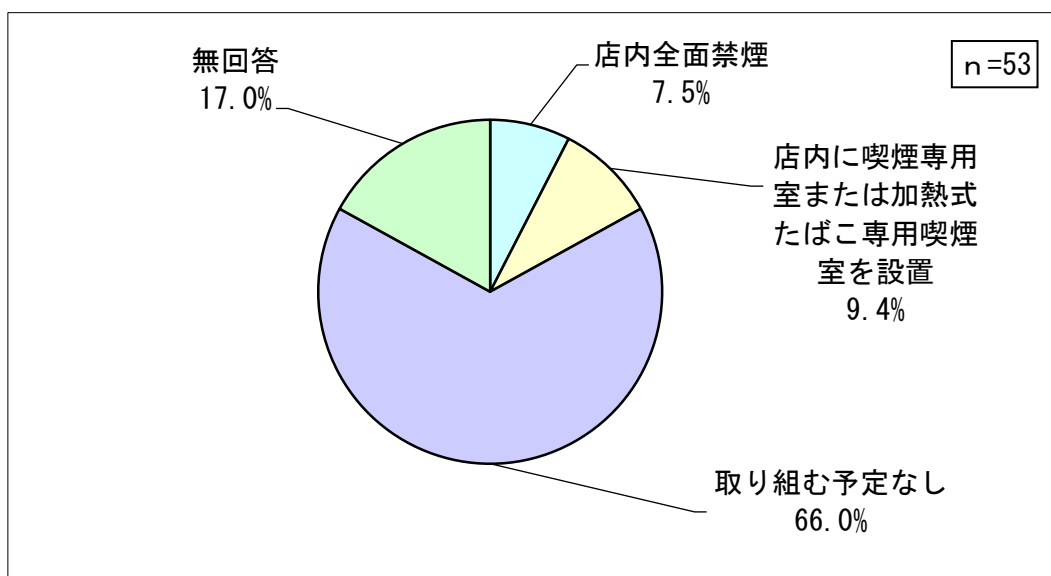
屋内の喫煙環境について分煙、店内全面禁煙、喫煙可能室を設置のいずれにも該当しない施設を対象に、受動喫煙対策の課題について聞いたところ「利用客の減少」の割合が最も高く41.5%であった。次いで「利用客とのトラブル」が28.3%、「施設・設備の改修費用」が26.4%、「施設・設備整備のスペース」「その他」が共に22.6%であった。

その他の回答については、次の通り。「店外の喫煙に対して反対する従業員がいる」、「客が喫煙者ばかりだから」、「喫煙可能テナントと入口が同じため、入口にステッカーが貼れない」

◆問6で「4. 1、2及び3以外」と回答した方にお聞きします。

問16 貴店では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	店内全面禁煙	4	7.5
2	店内に喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室を設置	5	9.4
3	取り組む予定なし	35	66.0
	無回答	9	17.0
	全体	53	100.0

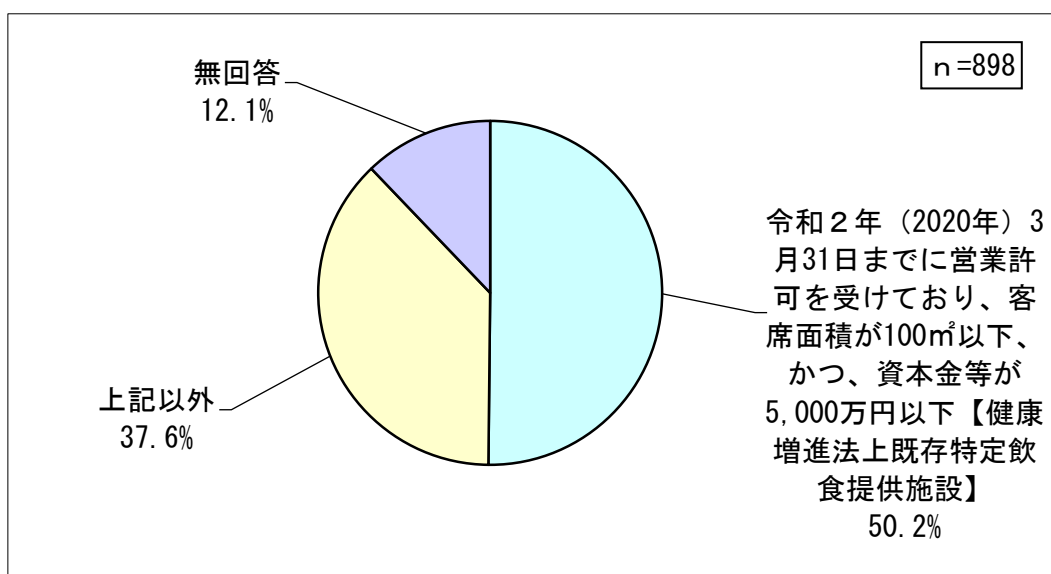


受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、受動喫煙防止対策への取り組み予定について聞いたところ「店内全面禁煙」が7.5%、「店内に喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室を設置」が9.4%であった。一方「取り組む予定なし」が66.0%であった。

◆全店にお聞きします。

問 17 貴店の経営規模等をお答えください。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	令和2年(2020年)3月31日までに営業許可を受けており、客席面積が100㎡以下、かつ、資本金等が5,000万円以下【健康増進法上既存特定飲食提供施設】	451	50.2
2	上記以外	338	37.6
	無回答	109	12.1
	全体	898	100.0

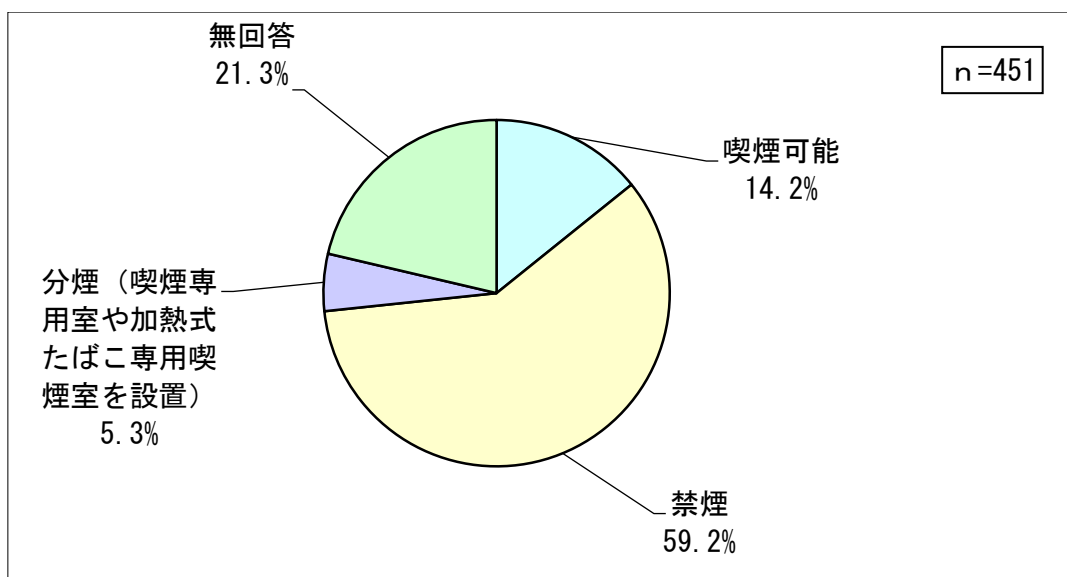


飲食店の経営規模について「健康増進法上既存特定飲食提供施設」の割合は50.2%と、約5割が健康増進法上既存特定飲食提供施設であると回答した。

◆問 17 で「1. 既存特定飲食提供施設」と回答した方にお聞きします。

問 18 貴店は、店内を喫煙可能としていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	喫煙可能	64	14.2
2	禁煙	267	59.2
3	分煙（喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置）	24	5.3
	無回答	96	21.3
	全体	451	100.0

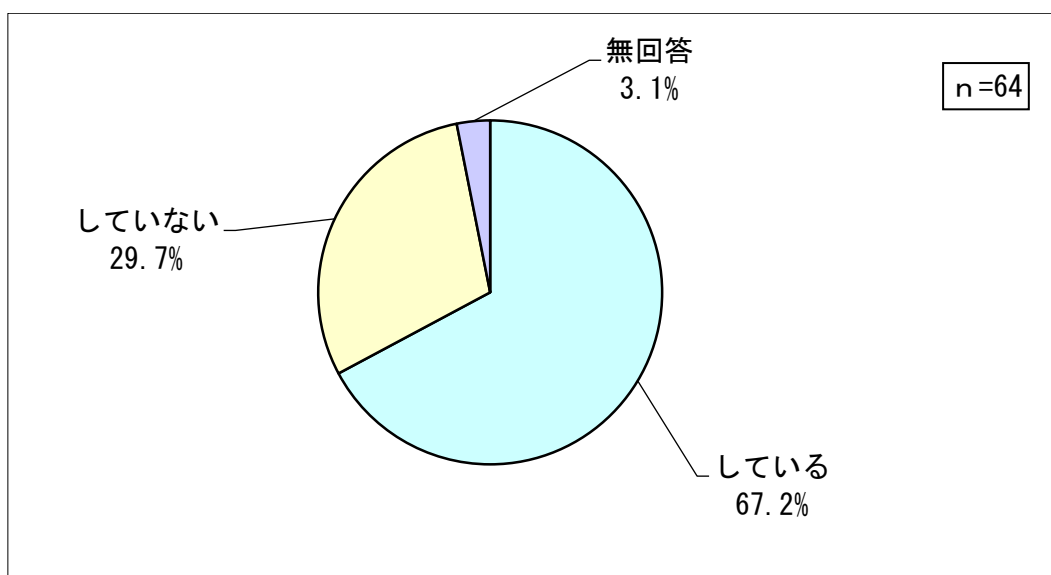


健康増進法上既存特定飲食提供施設を対象に、店内の喫煙可否について聞いたところ「禁煙」の割合が 59.2%と最も高く、次いで「喫煙可能」が 14.2%、「分煙（喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置）」が 5.3%であった。

◆問 18 で「1. 喫煙可能」と回答した方にお聞きします。

問 19 健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設の届出を最寄りの保健所に行っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	している	43	67.2
2	していない	19	29.7
	無回答	2	3.1
	全体	64	100.0



店内で喫煙可能な既存特定飲食提供施設を対象に、届出を行っているか聞いたところ「している」の割合が67.2%と最も高く、約7割近くの施設が喫煙可能室設置施設である届出をしていると回答した。

問 20 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」等を除き、128 の施設から意見が寄せられた。

主な意見は次の通り。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・未だに喫煙マナーの悪い方を見つめます。調査をもとにマナーの向上を図る活動を望みます。当店は苫小牧市で出している「空気もおいしい施設」確認証をいただいております。

・店内を禁煙にしても、店外で吸って吸い殻を店の外に捨てていく人がいるのが困る。

・タバコのポイ捨てをした人にペナルティを付けて欲しいです。

○規制緩和

・喫煙者なので、このまま喫煙可能のままやっていきたいです。

・20 時以降開店（特にスナックやパブ関係）に受動喫煙防止は必要ないと思います。8 割の客がタバコを吸います。売り上げが下がります。

・町全体として喫煙される方が多くいる印象のため「タバコが吸える店」となると付加価値が生まれます。

・予約の際に「タバコ吸える席で」と言われることがかなり多いので、居酒屋業種は対象外にしてほしい。

・飲食店には迷惑な条例です。

・時間などで喫煙可能にするなど喫煙者のことも考えた方が絶対に良い。売り上げの減少を考えて欲しい。

○規制・罰則の強化

・うちの店は家族連れのお客様も多いので禁煙にしたが、他店では禁煙に関していい加減な店が多すぎる。禁煙を守っていない。子供がいるのにタバコを吸わせる「喫煙 OK、お子様連れ OK」なんて店もある。

・最近開業したにも関わらず喫煙可としている店だらけです。まじめにやっている店が可哀想です。

・郊外店はほとんど子供がいても吸える店ばかり、取り締まりをちゃんとして欲しい。

・お店の規模や業種によって喫煙可能な店舗があり、お客様も困惑してしまうので完全禁煙にてしてほしいです。当店は個室になっているので電子タバコの方は内緒で吸っていたりして本当に困っています。法律で決めてほしいくらいです。

・ほとんどの店が守っていない現状。喫煙室も作らず、灰皿を外においてあるだけで何の対策もしていないというのが多く見られます。抜き打ち検査をするとか罰則を強化してほしい。真面目に取り組んでいるお店が損をするのは納得行きません。

・先進国や東南アジアにおいても店内全面禁煙は常識。路上も含め全面禁煙を実施すべき、又、喫煙者専門の店を認め、喫煙者はそちらを利用する様に指導すべき。

・2022年に開業したレストランでも平気で喫煙させている店舗が沢山ありますが嘘の申告をしています。調べようもないし、このアンケートも意味ないと思います。

・子供が入店できない喫煙可能店が普通に家族連れを入れている。同業者なので注意もできない。飲食店を全店禁煙にするべきだ。食事を提供する店主がタバコをくわえながら料理している。ありえない。

○対応の難しさ

・小規模店のため分煙は難しく、お客様に喫煙者も多いため店内での喫煙可能にしています。そのため今まで家族連れでご利用頂いていた常連様をお断りすることになり、その分客数は減ったと回答しました。楽しみにしてもらっていた子供さんや身内も入店できなくなり心苦しいです。(条例制定されるまでは子供さんが来店される時は貸し切り営業していました。)

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・喫煙室導入予定なので、分煙状況や受動喫煙を気にして対策致します。

・店内喫煙はお断りしておりますが、外に出られて利用する方もいるので、この運動が理解してもらえると嬉しいです。

・受動喫煙について関心のある従業員もいるので、当店にも取り入れられるよう、行政からの指導が欲しい。

・全道全店舗禁煙で分煙又は専用喫煙室を設けるようにした方が良いと思います。そうしたら全店平等、客とのトラブルも無くなると思います。

・今年、店を開店した際、この法令により喫煙所を店内に設置しようとしたが費用が掛かり過ぎるので断念しました。新たに開店する店等には喫煙所設置のため補助金を出して欲しいです。

・この度の北海道受動喫煙防止条例において飲食店出入口に禁煙標識を掲示する義務があることを知りました。こちら喫煙はしませんので、来店者も同じでした。今後も協力します。

・当店も、元々時間帯限定での喫煙可としておりましたが、全面禁煙の対応を行っている所が増えたため、当店も見直しを図り店内全面禁煙を進めることとなりました。この対策は、今後も積極的に行っていってほしいと思います。

・各店舗に喫煙場所を設けるのではなく、もう国、道、市として昔の電話ボックスのように設置すれば良いのではないか。もう禁煙にしたって来る人は来ますし、来ない人は来ないという考えです。